

# 明末清初における士大夫の俳優扶養と雍正帝の芝居政策

——近世中国における社会的結合の一側面——

村上 正和

## はじめに

明末、江南地域に居住する士大夫を中心に、芝居はそれまでにないほど盛行した。先行研究で明らかにされたように、嘉靖（一五二一～一五六六）年間以後、官僚や郷紳といった士大夫層は家に劇団を抱え、日常的な交際の場で芝居に親しみ、時には自ら戯曲を執筆もした。それは社会風潮となるほど、一般的なものであった。こうした行為は、彼らの日常的な交際の場で実践され、評価され、他の士大夫に影響すること、社会風潮になっていったといえる。そして、その実践や評価は、芝居を仲立ちとして取り結ばれていた二種の社会的結合、即ち士大夫と俳優の關係、士大夫同士の交際の中で行われていた。では、芝居の盛行という文化的な現象を支えていた明末の社会的結合は、具体的にはどのようなものだったのだろうか。そしてそれは、社や盟の結成禁止などを行った清朝の下で、どのように認識されたのだろうか。

戦後の明清史研究においては、宮崎市定氏の先駆的な研究をはじめとして、当時の社会関係を明らかにする数多

くの成果が挙げられてきた。その中でも九十年代までは、郷紳論と東林党・復社研究という二つの大きな潮流が存在したといえる。郷紳論は、郷紳と奴僕との関係のように、郷紳を頂点とする階層間の垂直的な関係を論じたものであり、一方、東林党や復社に関する研究は、明末士大夫の政治運動を支えた水平的な関係を論じたものといえよう。<sup>(5)</sup>九十年代以降は、これらに加えて、より多様なアプローチが行われるようになった。例えば岸本美緒氏は、明末江南の都市社会で形成されていた社会的結合を、共有される価値や感覚といった観点から論じている。<sup>(6)</sup>また、出版業と士大夫の関連<sup>(8)</sup>、出版業に関与し、風雅趣味を売り物にしていた山人の活動、<sup>(9)</sup>書画骨董趣味などの士大夫の文化的な側面を論じた研究<sup>(10)</sup>、士大夫の交際や日常生活に焦点を当てた研究<sup>(11)</sup>なども行われている。先行研究をふまえると、社会史研究においてこれまで芝居という観点はあまり注目されてこなかったが、<sup>(12)</sup>交際での上演という士大夫同士の水平的な関係と、士大夫と俳優という異なる存在同士の垂直的な関係とを組み合わせることができ、社会的結合について考える上で有効であると思われる。また、中国演劇史研究においては、作家研究、作品研究はもとより、祭祀演劇に着目して中国演劇史を構想した田仲一成氏の研究<sup>(13)</sup>、明末社会の中での芝居の形態を明らかにした王安祈氏の研究<sup>(14)</sup>、さらには、同性愛研究の一環として俳優に言及するものなど<sup>(15)</sup>、数多くの蓄積がある。しかしながら、社会的結合という観点からの分析は十分になされていない。芝居や俳優寵愛といった問題は、些末な問題と思われるかもしれないが、士大夫の持つ社会的影響力の一端が、趣味や風流の世界に根ざす文化人としての評価や、そうした評価を媒介とする「交際」に深く関わっていることを考えれば、このような角度から明末清初の社会変遷を照射してみることに意味があるろう。なお、「交際」という分析用語は、明清史研究において定着しているとはいえない

い。しかし、G・ジンメルが「社交」について述べたように、人々の交際は、その形式性や虚飾性も含めて、政治や経済とは異なつた「社会の形式」を浮かび上がらせてくれるといえる。<sup>(16)</sup> また、N・エリアスが、「文明化の過程」を宮廷社会での緊密化した社会関係に見出したように、私たちの価値認識や立ち振る舞いが交際を通して織り上げられていくという側面もある。<sup>(17)</sup> これらを踏まえ、本稿では「交際」に着目して分析を行っていききたい。

そして、明末の社会的結合と芝居との関わりが、清代にどのように展開していったのかを考える時、官僚の俳優扶養を規制した清朝の対応<sup>(18)</sup>、とりわけ初めてそれを禁止した雍正年間（一七二三～一七三五）の対応は、重要な問題である。本稿で主に取り上げるのは、雍正年間に官僚の俳優扶養が問題とされた理由、即ち、芝居によって成立する社会関係が問題とされた理由とその背景である。さらにそれを踏まえ、乾隆年間（一七三六～一七九五）になって、明末士大夫の俳優寵愛に対して、どのような評価がなされたのかを、論じたいと思う。

## 一 芝居の盛行と社会秩序論

明末になると士大夫は劇団を扶養し、日常生活の中で芝居を楽しむようになった。これは、今日においては、演劇文化の発展として評価することができるかもしれないが、当時にあつては必ずしもそうではなかった。士大夫の芝居好み、俳優寵愛は批判の対象だったのである。本稿では特に、身分秩序の乱れと、交際への利用という二点に注目したい。

「倡優隸卒」と呼ばれるように、俳優は賤業従事者の代名詞的な存在であり、芝居や歌唱などの芸能は、主人に

対する服役的な性格を持つものとして賤業とみなされていた。<sup>(19)</sup>しかし、離農者や遊民が増加し、都市に向かうようになった明末には、「倡優」として賤視される人々の範囲は、戸籍によつて規定される「楽戸」のような集団の枠を超えて、大きく広がることとなる。その一因は、嘉靖十四年（一五三五）の進士で、浙江省仁和县の人、張瀚が、「今、遊惰の人々が喜んで俳優となっている。……金持ちは金銭を出し、服飾や器具を揃え、笙歌鼓吹を列ね、十余人を招いて隊をつくり、劇を上演している。……一郡の城内で、こうしたことで衣食を得ている者は、何千人になるかわからない」と述べるように、<sup>(20)</sup>富裕層、即ち官僚・郷紳・商人らの需要にあつた。そうした人々と結びつくことで、俳優は旧来の身分秩序感覚の枠を越えた振る舞いを、容易なものとしたのである。清初の人、徐樹丕には以下のような批判がある。

俳優は鮮やかな服飾を身につけ、美食に舌鼓を打ち、町中に横行している。人が芝居を上演しようとすれば十余両を費やすが、俳優はそれでも報酬の少なさに怨みを抱く。甚だしい場合は、馬に乗る者、輿に乗る者、控え室で人参スープを求める者など、悪状はきりが無い。しかしながら、必ず郷紳の主人がいるので、人々は戦々恐々として応じている。一日何事もなければ、非常に幸運である。微賤な者の家では、芝居の上演を名譽として、上演した家は、町中で一目置かれることになる。俳優たちはますます自由に振る舞つて恐れるところがない。<sup>(21)</sup>

俳優は批判の対象となるような振る舞いをし、さらには、馬や輿に乗るといった顕示的な意味を持つ行為を行つていた。徐樹丕のように批判的な意見の持ち主もいたけれども、後ろ盾となる郷紳の存在によつて、実現されてい

たのである。明末、士大夫が秩序の乱れを強く感じていたことは、森正夫氏によって既に指摘されており、<sup>(22)</sup>梁其姿氏は、社会的上下の感覚が、明末には良賤から貧富へと移行していったこと、そしてそれが、士大夫の批判の対象となったことを論じた。<sup>(23)</sup>賤でありながら富を獲得し、分を越えた振る舞いを批判される俳優は、両氏が論じた秩序の乱れを体現しているといえよう。

以上、先行研究に依拠しつつ当時の状況を簡単に確認したが、ここで以下の点を指摘しておきたい。身分秩序の乱れを引き起こすことができたのは、有力な士大夫や商人と関係を結び得た者に限定されていた。当時、社会の中で芝居を担っていたのは職業俳優だけではなく、家僕もまた同様であった。明末には、芝居や歌唱という服役性を強く帯びている行為によって、より多くの富を獲得することができたのである。俳優は、もともとその服役的な性格のために賤業従事者と認識されていたが、士大夫との結びつきによって、服役するが故に、賤の認識から逸脱していたといえるだろう。

士大夫の俳優扶養は、さらにもう一点、広い意味での交際への利用、即ち、友人付き合いだけでなく、接待などの戦略的な人間関係構築への利用という点でも批判されていた。崇禎七年（一六三四）の進士、浙江省嘉善県の人、陳龍正は家訓において、淫猥であるという理由から家中での芝居上演を戒めている。その中で彼は、官僚の接待については、上演しなくても構わなければやめる、どうしても仕方のない場合は、他人の園亭や寺院を借りて上演するように、と述べている。<sup>(24)</sup>こうした交際のあり方は、嘉靖二十年（一五四二）の題本では、取り締まりが求められている。

〔嘉靖二十年十二月、吏部が上奏した。〕……在京及び四方の官員の間に賄賂が横行している。……嘉靖十年（一五三二）以前にどうしてこのようなことがあっただろうか。また、江南各地の俳優が京師に入り込んで住みつき、女装して芝居をし、それによつて士大夫に媚びて、交際は害されている。……芝居を行っている俳優は、五城地方より即座に追い出すべきである。……以上の諸事は、もし違犯する者がいれば、科道官の弾劾を許す。

……聖旨を奉じた。「覽。卿が上奏した見解は有益である。都察院は速やかに榜を出して禁止せよ。」<sup>(25)</sup>

ここでは、江南出身の俳優による芝居上演が、士大夫間の交際的手段となり、しかも、嘉靖十年を境とした賄賂の風潮に連動している事と認識されている。まさに、明末になつて強まる交際への志向性と、芝居の盛行によつて生じた問題であるといえよう。

このように、俳優の振る舞いと士大夫間の交際という二点において、士大夫の芝居好みや俳優扶養は批判されていた。しかし、こうした批判がある一方で俳優扶養は流行し、清初にも継続されていく。その理由は、一つには上述のように、芝居を利用した関係構築が可能であつたという点に求められよう。芝居の利用は、社会問題として政治の場に持ち込まれるほど、一般的に行われていたのである。そしてもう一つの理由は、俳優寵愛によつて周囲の関心と賞賛を集め、自身の評判を確立できた点に求められる。

## 二 陳維松と徐紫雲

それを示すのが、清初、江蘇省宜興県の人、陳維松である。陳維松、字は其年、号は迦陵。天啓五年（一六二五）

に生まれ、康熙二十一年（二六八二）に亡くなった。清朝を代表する詞の名手として知られる。祖父は万曆二十三年（二五九五）の進士で、東林党の一員であった陳于廷、父親は復社の一員であり、阮大鍼の復帰を阻止しようとする南都防乱公掲にも参加、冒襄・侯方域・方以智と共に明末四公子と称された陳貞慧である。陳貞慧は順治十三年（二五六）に病没するが、当時、郷里である揚州府如皋県に戻っていた冒襄が、陳維松の後見人となる。彼のもとで陳維松は、多くの士大夫と幅広く交際し、康熙十八年（二六七九）には博学鴻詞（人材登用試験）に挙げられている。<sup>(26)</sup>

当時、冒襄は、徐紫雲・楊枝・秦簫といった俳優を抱えており、交際の中で頻繁に芝居を上演していた。彼らは周囲から高く評価されており、吳偉業は冒襄に対して、自身の戯曲『秣陵春』を上演してもらえないかと依頼している。<sup>(27)</sup> こうした環境の中で陳維松は徐紫雲を寵愛するようになり、最終的には冒襄から譲られることになる。二人の関係は、交際のあった士大夫たちに広く知られており、詩の題材となっている。<sup>(28)</sup> また陳維松も、徐紫雲の存在や、彼との関係を題材にした詩を積極的に周囲に求め、自身の評判を確立した。それを示すのが、『九青図詠』（図一）と『陳檢討填詞図』（図二、以下『填詞図』と略称）である。陳維松は康熙三年（二六六四）頃から、『雲郎出浴図』の題詠を集め、七十四人が応じた。それは後に民国になってから『清代燕都梨園史料』に『九青図詠』として収録されることとなる。徐紫雲は康熙十四年（二六七五）に亡くなるが、<sup>(30)</sup> 博学鴻詞のために京師に滞在していた陳維松は、自身と徐紫雲の絵に題詠を集めた。それが『填詞図』<sup>(31)</sup> である。題詠の内容は、徐紫雲の美しさや歌の上手さ、徐紫雲を想う陳維松の情などがテーマとなっている。『九青図詠』については、Sophie Volpp 氏が、詩の内容分析から、



圖一『雲郎出浴圖』



圖二『填詞圖』



陳維崧の交際の中で詩がやりとりされていたこと、詩によって陳維崧への共感が示されていたことなどを論じている。<sup>32)</sup> 本稿では、内容分析については後の課題とし、参加した人物に焦点を当てて、陳維崧の交際について考えてみたい。

まず『九青図詠』であるが、太倉州の人では、呉偉業が選定した婁東十子の一員であり、明の高官王錫爵の孫、画家として著名であった王時敏の子である王攄などがある。錢塘県の人、陸圻・張綱孫、江都県の人、宗元鼎、泰州の人、呉嘉紀などがいずれも詩で知られている。他には、『板橋雜記』の著者として知られる余懷、長洲県の人、戯曲作家としても知られる尤侗、復社の一員であった沈寿国もいる。官僚としては、王士禎・王士禎兄弟が参加している。王士禎は順治九年（一六五二）の進士で、吏部主事などを歴任している。王士禎は揚州に赴任し、その（五八）の進士で、後に刑部尚書にまで昇進し、同時に、清朝を代表する詩人でもある。王士禎は揚州に赴任し、その頃に冒襄や陳維崧を始めとした江南の士大夫と親睦を深めており、『九青図詠』は、陳維崧が如皋を拠点に活動していた頃の交際を基盤にしているといえよう。『填詞図』の方は、忒臣の一人であり、戸部尚書などを歴任した梁清標、順治十二年（一六五五）の進士で、貴州巡撫などを歴任した曹貞吉、当時、内閣中書であった高士奇、康熙十五年（一六七六）に進士となった王頊齡、明珠の子で康熙十五年の進士、江南の士大夫と親しく交わった納蘭性徳など、京師での交際が反映されている。また他にも、学者として著名な毛奇齡、江南の三布衣として名高く、陳維崧とも親しかった朱彝尊、戯曲『長生殿』の作者である洪昇もいる。康熙十七年（一六七八）には、博学鴻詞のために大勢の士大夫が京師に集まっていた。これを機に絵が描かれ、題詠が集められたこと、また、『九青図詠』

にも徐紫雲と面識のない者が詩を寄せていることから、徐紫雲を直接知らない者にも、自身との関係を積極的にアピールしようとする陳維崧の姿勢が確認できる。<sup>(34)</sup>

以上のような参加者から見た『九青函詠』と『填詞函』の特色は、遺民の代表である冒襄、弑臣である梁清標、官僚である王士禎・王士禛など、遺民・弑臣・官僚の区別がみられない点、そして、冒襄や沈寿国から、高士奇（順治二年／一六四五生まれ）や洪昇（同）、納蘭性徳（順治十二年生まれ）が参加するなど、世代的に幅広い層が加わっている点が挙げられる。<sup>(35)</sup> また、『填詞函』に参加した洪昇は張綱孫・陸圻（『九青函詠』）、毛先舒（『填詞函』）と親しく、陸圻の甥である陸繁昭に駢儷文を学んでいる。洪昇・張綱孫・陸圻・陸繁昭は錢塘の人、毛先舒は仁和の人と、杭州府の世代的なつながりの中で、陳維崧の俳優寵愛への関心は共有されていたのである。そして、陳維崧と親しく、このような広範な士大夫の参加を得る上で特に重要であるのが、冒襄と王士禎である。陳維崧は彼らを通じて実際の幅を広げたと思われる。また、陳維崧の家系は東林党・復社という、明末江南の士大夫社会で幅広い支持を得ていた結社の中核を担ってきたものであり、同時に、江南の洗練された文化の担い手でもあるなど、明末の士大夫社会を象徴するものである。そこに連なる陳維崧が主役である『九青函詠』と『填詞函』は、明末士大夫の風流な俳優寵愛を象徴している。冒襄のような遺民と共に、清の高官であり、当時最も著名な詩人である王士禎が参加したことは、これ以降の士大夫に、明末の文化的な世界の評価を可能にしたといえよう（この点については後述）。陳維崧のこうした営為の結果として、彼の伝や『揚州画舫録』には徐紫雲の事が記載されている。<sup>(36)</sup> また、彼が徐紫雲を譲り受けた時のエピソードは次のようなものである。陳維崧と徐紫雲の二人は、満開に咲き乱れる梅の木々の

下を散歩していた。それを知った冒襄は怒ったふりをして、徐紫雲を罰しようとする。陳維松は慌てて、冒襄の母親に取りなしを求めたところ、彼女は「今夜中に梅を詠んだ詩を百首を作れば、徐紫雲を贈る」との冒襄の伝言を伝える。そして陳維松は百首の詩を作り、冒襄は約束通り徐紫雲を贈った。<sup>(37)</sup>これは、三人の関係がいかに美化されているかをよく示している。陳維松にとって徐紫雲は、自身の評判を確立する要素として、交際的手段として、意図的に位置付けられていたのである。

士大夫は俳優と結びつくことで評判を確立し、交際の幅を広げることができた。俳優は士大夫と結びつくことで、旧来の身分秩序の枠を越えることができた。明末に形成された、芝居を媒介とした社会的結合は社会秩序の乱れとして批判される反面、士大夫と賤業従事者の相互依存的な性格を持っていたのである。こうした結びつきの中で俳優扶養が流行し、芝居の盛行が見られたのだといえよう。

### 三 雍正帝による官僚の俳優扶養禁止令

#### 三一 雍正帝の芝居政策

明清交替の後、順治年間における結社の設立禁止など、清朝は士大夫の横のつながりを規制する政策を行ってきた。官僚の遊興も問題として扱われ、康熙四十二年（一七〇三）の序を持つ私撰の則例集、『本朝則例類編』には、地方官が遊興にふけり、職務に励まないならば処罰するという条例が収録されている。<sup>(38)</sup>このように雍正年間以前から、官僚の交際や遊興に対する規制が行われてきたのである。俳優扶養は遊興の最たるものであり、雍正帝の政策

もまた、この流れの中に位置付けることができよう。

しかしここで注意すべきは、雍正帝による俳優扶養禁止の対象は、官僚に限定されていた、という点である。官僚ではない士大夫や地主が行う俳優扶養・芝居上演に対しては、異なつた態度をみせている。雍正六年（一七二八）、安徽巡撫の魏廷珍は、芝居を上演した保長を杖八十に処罰する。しかし、これに対して雍正帝は、

州県や村落では、勢力のある棍徒が芝居の上演を名目にして、錢を集めて己を肥え太らせ、ゴロツキを呼び集めて賭場を開く。……これは地方官が嚴禁すべきことである。有力な家の祀神・酬願・歛慶の会については、太平を謳うもので、民間にあつてはやむを得ない事情があり、国法にあつては、一概に禁止する理がない。今、ただ例に違反して芝居を上演したと言つては、その理由を分析せず、上演した者みなが法を犯したとする。国家にこのような法令はない。<sup>(39)</sup>

と述べて、彼を叱責した。棍徒による芝居上演が取り締まりの対象とされる一方で、地主を主体とする祭祀演劇については容認する態度が確認できる。また、雍正五年（一七二七）に江蘇巡撫の陳時夏が、塩商人黄光徳の子、貢生の黄履暹が園亭を築造し、俳優を扶養しているなどと報告したのに対して、<sup>(40)</sup>「これはまた、富家の子弟の常である。黄光徳の家でしつけるのが良い。法を犯した事柄ではなく、これら法の外にあることは、厳しく追及してはいけない」と述べている。<sup>(41)</sup>江南都市部での俳優については、雍正二年（一七二四）に鄂爾泰に対して、「蘇州のような場所では、酒船・俳優・匠工の類は、大勢の人を養うことができる。こうした輩は、游手好閑の徒で、財産や職業もなく、これによつて生計を立てている。もしにわかには禁止すれば、別の方法で生活することができず……必ず

かえつて非を爲すため、追究してはいけない<sup>(42)</sup>と述べ、性急な取り締まりはしないという方針を取っていた。そしてこれが、乾隆年間に「およそ数十ある戲館や酒館では毎日芝居が上演されているが、これによつて養われる小民は、数万人をくだらない<sup>(43)</sup>」と言われるほどの盛況へとつながつていく一因となる。このように、雍正帝は民間での俳優の活動・俳優扶養・芝居上演に対して寛容な、あるいは容認するという姿勢をとっていた。では何故、官僚の俳優扶養が禁止されたのだろうか。

### 三十二 雍正二年の上諭

雍正二年十二月十八日、以下のような上諭が出された。

地方官の俳優扶養は特に好ましくないからざることである。朕はその弊害が勢力を頼んで平民を騒がせることか、そうでなければ、俳優を属僚や郷紳のもとに派遣しての手を替え品を替えた金銭要求のいずれかであると熟知している。甚だしい場合は、芝居を口実として交際して取り入り、問題を起こす。二・三十人が一年間で費やす額は数千両にとどまらない。按察使白洵は一日中芝居を観て、諸々の務めをみな既にゆるがせにしている。前任の総兵官閻光偉は、抱えていた俳優をみな入隊させ、軍糧を支給し、ついに張桂生<sup>マ</sup>らが殺人事件を引き起こした。知府・道員以上の官僚は事務が繁多で、毎日全てを処理すべきである。どうして芝居を観ている暇があるのか。家中に俳優を抱えている者は、好い官僚ではない。総督・巡撫に不定期に調査させ、総督・巡撫・提督・総兵官の中にもしそのような者がいれば、互いに調査させ、密摺で名を報告させる。抱えている俳優が一

明末清初における士大夫の俳優扶養と雍正帝の芝居政策

村上

第八十九卷

三七

人か二人だとしても、断じて隠すことは許さず、必ず上奏せよ。かつて俳優を抱えていたが、この諭旨を知って、留めずに追い出した者は上奏しなくてもよい。諭旨が出たことを知った後、総督と巡撫が細心の注意を払って各地を訪察せず、所属の知府・道員以上の官僚及び提督・総兵官で、家中になお俳優を抱えて楽しむ者がいれば、あるいは事が発覚した場合、あるいは弾劾され事実が確定した場合、該当する省の総督・巡撫を狗隱不報の例に照らして、厳しく罪に処す。<sup>(44)</sup>

このように述べて、雍正帝は地方官の俳優扶養を禁止した。この上諭が出されることになったきっかけは、雍正元年（一七二三）十月、雲貴総督の高其倬が、閻光倬と俳優の張貴生<sup>(45)</sup>について、雍正二年八月、江西提督の韓良輔が、鑲白旗漢軍旗人の白洵<sup>(46)</sup>について、それぞれ報告を行ったことにある。以下、上諭で問題とされている点について、みていきたい。

「勢力を頼んで平民を騒がせること」とは、俳優や奴僕を集めることで形成される官僚の威信や権勢と、その裏返しである、主人の権勢を背景とした俳優の振る舞いを意味している。（俳優を）「属僚や郷紳のもとに派遣しての金銭要求」については、康熙年間に既に禁止されていた。康熙十七年、魏象枢によって、総督や巡撫などが、俳優や占い師を省城に留めたり、地方に派遣して金銭要求を行い、俳優は主人の威勢をたのんで地方を騒がせているとの上奏がなされ、そうした行為は禁じられている。<sup>(47)</sup>この二点においては、官僚と俳優の結びつきが、単なる遊興にとどまっていない事が問題とされている。明末以来の現象であるが、身分秩序の厳格化を求める雍正帝の政策<sup>(48)</sup>とは相容れないものであり、改めて否定されたといえよう。

つぎに、「甚だしい場合は、芝居を口実に交際して取り入り、問題を起こす」と述べられている内容について、見ていきたい。上諭の出された一ヶ月後、雍正三年（一七二五）一月に総兵官の馬觀伯が、奴僕に楽器を学ばせていたけれども、上諭を守って今後は用いない旨を報告した。<sup>(49)</sup> それに対する雍正帝の硃批は、

俳優扶養は小さな過ちである。お前達内外の文武大臣は、権勢ある者への媚びへつらいを戒めることが、最も重要である。この有害無益のことを続けてはいけない。<sup>(50)</sup>

というものであり、雍正二年の上諭が、官僚間の結びつきを対象としたものであることを明確に示している。雍正帝が朋党を政治課題としていたことはよく知られているが、雍正三年には家人同士・妻妾同士の交際についても、官僚の活動に影響を与えるとして規制されている。<sup>(51)</sup> 即ち、日常的な交際によって形成される横のつながりが、政治に影響することを雍正帝は嫌っており、官僚の俳優扶養は、私的な趣味が「権勢ある者への媚びへつらい」を招き、朋党の温床となるために禁止されたのである。<sup>(52)</sup> また、上諭のきつかけとなった白洵は李紱と交際があり、<sup>(53)</sup> 李紱は白洵を弁護する奏摺を出している。<sup>(54)</sup> そして白洵を告発した韓良輔は雍正帝から李紱の監視を命じられていた。<sup>(55)</sup> また、馬觀伯は雍正三年三月に雍正帝から年羹堯に従っていると叱責されている。<sup>(56)</sup> さらに、兵部尚書の李維鈞は、上諭が出された七日後に俳優を抱えていた官僚を戒め、追い出させたなどと報告をしているが、<sup>(57)</sup> 彼は年羹堯と親しい関係にあった。そのため、雍正帝から年羹堯と離れるよう指示されている。<sup>(58)</sup> いずれも朋党という雍正帝の政治課題が反映されているといえよう。

この上諭が出されて以後、観劇を理由として官僚が処分されている事例を確認すると、例えば雍正四年（一七二

六)には、衛山県知県の張翼が、観劇や飲酒に耽り、訴状を受け付けなかったなどとして革職されている<sup>(59)</sup>。雍正五年(一七二七)、池州府同知の李廷弼は女性を購入し、芝居を教えていたために、雍正二年の上諭に違反しているという理由で死刑とされている<sup>(60)</sup>。また、芝居は官僚としての不適格性を示す証拠としても言及されており、例えば田文鏡による李衛攻撃の際に、官僚たちがミスをすれば罰として芝居を上演させ、仁和・錢塘両県では、罰戯が十回行われた、などと言及されている<sup>(61)</sup>。このように、雍正年間以前からの遊興否定と、雍正帝による俳優扶養禁止によって、芝居は処分の理由となりえたのであり、官僚もその認識は十分に持っていたのである<sup>(62)</sup>。

ここで注意すべきは、まず第一に、歴史的に見て明末以来の事象への対応ではあったといえるが、交際であれ遊興であれ、漢人に限定された問題ではなく、満洲(旗人)<sup>(63)</sup>を含む問題として認識されていたということである。雍正年間の初期の朋党は旗王を中心として形成されていた<sup>(64)</sup>。また、この頃までには旗人も芝居に親しむようになり、上諭で名前の挙げられていた白洵は旗人である。雍正帝は、漢人であるか否かという点で区別をしていたわけではなかった<sup>(66)</sup>。第二には、俳優扶養禁止において対象とされるのは官僚であり、漢人官僚を生み出す母体である士大夫層全体のあり方を強く規制しようとしたものではなかったということである。そして、これが一因となり、芝居や俳優を仲立ちとした明末清初の社会的結合は、雍正年間以降も風流なものとして評価されていく。

それを示すのが、『填詞図』である。『填詞図』は、乾隆年間になり、陳維崧の一族である陳淮によって刊刻が企図され、陳淮が自身と交際のある人々の題詠を加えている。袁枚と、兵部尚書などを歴任した沈初の序文を持ち、刑部尚書などを歴任した英廉、軍機大臣などを歴任した于敏中・袁日修、内閣学士などを歴任し、学者として著名



な翁方綱などの政権の中枢にいる官僚、そして戯曲作家として知られる蔣士銓など、多くの人物が名を連ねている。袁枚が序文を記したのは乾隆五十九年（一七九四）であるが、この頃には陳淮は江西巡撫となっている。顔ぶれの豪華さは、彼の経歴に起因するといえよう。

また、乾隆年間、刑部侍郎などを歴任した阮葵生は『填詞図』を見せられ、「……今に至るまで、同性愛の癖がある者は、口をそろえて陳維崧を引き合いに出して弁解とした」と述べている。陳維崧と徐紫雲の関係が、乾隆年間にあつて広く知られていたこと、そして、陳淮自身も『填詞図』を用いてそれを宣伝していたことが読み取れる。陳維崧の俳優寵愛がこのように評価された一因は、冒襄や王士禎といった名士が陳維崧と交際し、徐紫雲との関係を題材に詩を詠んだことにある。沈初は序文で、次のように述べる。

陳維崧先生の詩文は天下に広がり、手に取った学者はみな手本とした。その儀容を一見したいと思うが叶わないので、先生の遺像を得て、先生を愛慕する誠の思いを吐露することは、どうして大きな幸福でないことがあろうか。名士たちの題詠は、あるいは専集で世に伝わり人に知られているものもあるが、それ以外の伝わらないものは、希有な作品であり、珍重するに相応しい。陳淮は『填詞図』の絵を模写して縮刷し、それに詩詞を合わせて一編として印刷したが、近年の題識もまた付した。ここにその大略を序す。この『填詞図』を読む者に、前輩が風流であつて、何気ない喩えでも、全て詠すべき、歌すべき、後世に伝えるべきものであること、陳淮がよく家学を継承し、良い恵みをもたらす者であることを知らせる。『填詞図』の意義は無窮である。<sup>(68)</sup>

当時、袁枚が冒襄の『同人集』にならつて『続同人集』を編纂し、揚州八怪らを後援した盧見曾は、王士禎を敬

慕していた。<sup>(70)</sup>『填詞図』は、清初を意識したこうした宮為の一環であるといえよう。そして同時に、陳維松と徐紫雲を中心とする王士禎や冒襄らの交際、即ち、明末になって顕著なものとなり、清初にも続いていた社会的結合の一つのあり方が、乾隆年間になっても、清朝の提示する規範を守ることが要請される中央の高官によって、風流と評価されていたことを示しているのである。

### おわりに

本稿では、明末清初における俳優や芝居を仲立ちとした社会的結合について、政府の政策とも関連させて考察を行い、以下のことを論じた。明末になって士大夫の俳優扶養が流行したのは、交際と評判確立に有用であったことが一因であった。そしてそれは、『九青図詠』と『填詞図』が示すように、清初にも継続していたのであるが、乾隆年間になると、こうした芝居を仲立ちとした社会的結合そのものが、風流な交際のあり方として、官僚も含めた士大夫の間で認識されることになる。

清朝は、明末に形成された士大夫の交際や遊興を規制する方針をとり、雍正年間には朋党の温床であるという理由から、官僚の俳優扶養を禁止した。しかし雍正帝は、全社会的に芝居の上演や俳優の活動を強く否定していたわけではなかった。芝居好みは、漢人の儒教や満洲人の武芸のように、清朝によって奨励されることはなく、場合によっては処分や弾劾の理由ともなる。しかし、『填詞図』に翁方綱や于敏中といった高官が参加したことが示すように、芝居を仲立ちとした社会的結合は、風流な先達の姿として、士大夫層の間で受け継がれていくのである。

本稿で論じた以上の内容は、大きくみれば、明末以降成長してきた郷紳勢力と清朝との関係、という明清史研究の重要課題とも関わるといえるだろう。かつては生産関係や政治運動に着目して論じられてきたが、本稿では、芝居や俳優寵愛を媒介とする士大夫の交際に即して論じた。本稿で明らかになったのは、清朝による士大夫の圧伏とはいえず、清朝の郷紳政権化ともいえない複雑な相互作用の過程であり、今後、より詳細な検討によって研究を進める必要がある。なお本稿では、『九青図詠』や『填詞図』の十分な読解は、紙幅の都合もあり、行いえない。俳優寵愛に対する評価が受け継がれたとしても、明末から乾隆年間まで、全く同様の評価がなされたのか、それとも何らかの変容が見られるのか、検討が必要である。今後の課題としたい。

## 註

(1) 張発穎『中国家楽戲班』(学苑出版社、二〇〇二)が網羅的な研究を行っている。

(2) このことは、日記史料を用いた以下の研究によって明らかにされた。根ヶ山徹『祁忠敏公日記』に見える観劇記事(『広島文教女子大学紀要』二七卷、一九九二)、「祁彪佳の日常生活と戯曲」(『集刊東洋学』七〇号、一九九三)、安奇「明稿本『玉華堂日記』中の戯曲史料」(『中国文化研究集刊』第三輯、一九八六)、趙山林「晚明文人戯曲生活的記録 読『快雪堂日記』」(『戯劇芸術』一九八七年第三

## 期)。

(3) 小野和子「清初の思想統制をめぐって」(『東洋史研究』一八卷三号、一九五九)。

(4) 宮崎市定「明代蘇松地方の士大夫と民衆 明代史素描の試み」(同『宮崎市定全集』二三、岩波書店、一九九二)。

(5) 研究史を整理したものととして、檀上寛「明清郷紳論」(谷川道雄編『戦後日本の中国史論争』、河合文化教育研究所、一九九三)、森正夫「日本の明清時代史研究における郷紳論について」(同『森正夫明清史論集』第一巻、汲古書院、二〇〇六)がある。

- (6) 小野和子『明季党社考 東林党と復社』(同朋舎、一九九六)、謝国楨『明清之際党社運動考』(上海書店出版社、二〇〇四)。また、何宗美『明末清初文人結社研究』(南開大学出版社、二〇〇三)は結社が当時の思想・文学に与えた影響を詳しく論じている。
- (7) 岸本美緒『明清交替と江南社会 十七世紀中国の秩序問題』(東京大学出版会、一九九九)。
- (8) 井上進『中国出版文化史 書物世界と知の風景』(名古屋大学出版会、二〇〇一)、大木康『明末江南の出版文化』(研文出版、二〇〇四)、金文京『湯浜尹と明末の商業出版』(荒井健編『中華文人の生活』、平凡社、一九九四)など。
- (9) 大木康『山人陳繼儒とその出版活動』(山根幸夫教授退休記念明代史論叢、汲古書院、一九九〇)、『明末のはぐれ知識人 馮夢龍と蘇州文化』(講談社、一九九五)、金文京『中国近世における知識人の性格 明代の山人を手がかりとして』(『中国史学』七卷、一九九七)。
- (10) 井上充幸『明末の文人李日華の趣味生活『味水軒日記』を中心に』(『東洋史研究』第五九卷第一号、二〇〇〇)、『徽州商人と明末清初の芸術市場 呉其貞『書画記』を中心に』(『史林』第八七卷四号、二〇〇四)、『姜紹と王越石』(『韻石齋筆談』)に見る明末清初の芸術市場と徽州商人の活動』(『東洋史研究』第六四卷第四号、二〇〇六)、中砂明德『江南 中国文雅の源流』(講談社、二〇〇二)、増田知之『明代における法帖の刊行と蘇州文氏一族』(『東洋史研究』六二卷一号、二〇〇三)。
- (11) 岸本美緒『名刺の効用 明清時代における士大夫の交際』(木村靖二・上田信編『人と人の地域史』、山川出版社、一九九七)、邱仲麟『誕日称殤 明清社会的慶寿文化』(『新史学』一一卷三号、二〇〇〇)などが挙げられる。
- (12) 巫仁恕『明清之際江南時事劇的發展及其所反映的社会心態』(『中央研究院近代史研究所集刊』第三一期、一九九〇)は、時事劇の登場と当時の社会状況を関連づけて論じている。
- (13) 田仲一成氏の研究は多岐にわたるが、ここでは氏の中国演劇史観を色濃く反映する通史として、田仲一成『中国演劇史』(東京大学出版会、一九九八)を挙げておく。
- (14) 王安祈『明代伝奇之劇場及其芸術』(台湾学生書局、一九八六)。
- (15) 呉存存著、鈴木博訳『中国近世の性愛 耽美と逸楽の王国』(青土社、二〇〇五)、張在舟『曖昧の歷程 中国古代理性愛史』(中州古籍出版社、二〇〇一) (Bret Hinsch,

*Passions of the Cur Sleeve: the Male Homosexual Tradition in China*, University of California Press, 1990.

- (16) ゲオルグ・ジンメル著、清水幾太郎訳『社会学の根本問題』(岩波書店、一九七九)。
- (17) ノルベルト・エリアス著、波田節夫他訳『文明化の過程』上・下(法政大学出版社、一九七七、七八)、『宮廷社会』(法政大学出版社、一九八二)。
- (18) 中央政府の禁令や、地方官の告示、芝居に対する民間からの批判的な言説は、王利器『元明清三代禁毀小説戯曲史料』(上海古籍出版社、一九八二)が収集している。地方劇の取り締まりについては、田仲一成『清代地方劇資料集』(東京大学東洋文化研究所附属東洋文献センター、一九六八)が関係する史料を編纂している。
- (19) 岸本美緒『明代の社会集団と「賤」の観念』(井上徹・塚田孝他編『東アジア近世都市における社会的結合』、清文堂出版、二〇〇五)、並びに『清代における「賤」の観念 冒捐冒考問題を中心に』(『東洋文化研究所紀要』一四四号、二〇〇三)。
- (20) 「至今遊惰之人、樂爲優俳。……富貴家出金帛、制服飾器具、列笙歌鼓吹、招至十餘人爲隊、搬演傳奇。……一郡城之内、衣食於此者、不知幾千人矣。」(張瀚『松窗夢語』)

明末清初における士大夫の俳優扶養と雍正帝の芝居政策

村上

第八十九卷 四五

#### 卷七 風俗紀)

- (21) 「而優人鮮衣美食、橫行里中。人家做戲一本、費至十餘金、而諸優猶恨嫌少。甚至有乘馬者、乘輿者、在戲房索人參湯者、種種惡狀。然必有鄉紳主人之家、惴惴奉之。得一日無事、便爲厚幸矣。屠沽兒家、以做戲爲榮、里巷相高。致此輩益肆無忌憚。」(徐樹丕『識小錄』吳優)。
- (22) 森正夫「明末の社会關係における秩序の變動について」、『明末における秩序變動再考』(同『森正夫明清史論集』第三卷、汲古書院、二〇〇六)。
- (23) 梁其姿『「貧窮」与「窮人」観念在中国俗世社会中的歴史演變』(黃応貴主編『人観、意義与社会』、中央研究院民族学研究所、一九九三)。
- (24) 「俗所通用而必不可襲者四事。一曰家中不用優人。優人演戲、無非淫媠、豈可令婦人童稚見之。即親翁新過、先期告之。同志高明、必不見罪。倘冥公祖父母官、輪流爲首、誼不可辭、亦須度量官府品致、可已者、明告而罷去之。不可已、寧借他處園亭、或僧寺設宴、勿以官府故壞家法。」(陳龍正『家矩』革俗例)。
- (25) 「嘉靖二十年十二月内、吏部題爲陳言尊朝宁正士風、以裨治道事。……在京及四方官員、貨賂盛行。……嘉靖十一年以前豈有此事乎。又江南各處子弟、潛住京師、假粧婦女、

做扮戲文、以媚士夫、往來被損壞。……扮戲子弟、五城地方即時逐送東京。……以上諸事、如違者、聽科道官糾舉。……覆奉聖旨。覽。卿所奏具見經濟。都察院使出榜禁約。欽此。〔條例備考〕吏部卷三 正士風。

(26) 陳維崧については、陸勇強『陳維崧年譜』（中国社会科学出版社、二〇〇六）がある。また博学鴻詞については、竹村則行「康熙十八年博学鴻詞科と清朝文学の出發」（中国文学論集）第九号、一九八〇）がある。

(27) 小松謙「吳偉業の戯曲について『秣陵春』を中心に」（『東方学』第七一輯、一九八六）。

(28) 冒鶴亭『雲郎小史』（張次溪編『清代燕都梨園史料』下、中国戯劇出版社、一九八八）。『雲郎小史』は、民国になり、冒襄の子孫である冒鶴亭が徐紫雲を中心に冒襄らの交際をまとめたものである。

(29) 林古度の詩の注に「甲辰初夏、爲其老道兄九青小照」、徐晨耀の詩の注に「乙巳春日」、陸昌齡の詩の注に「乙巳夏日」、宗元鼎の詩の注に、「乙巳新秋、題於城東水閣」とあり、陳維崧が長期にわたって詩を集めていたことが確認できる。甲辰は康熙三年、乙巳は康熙四年である。

(30) 冒鶴亭「雲郎小史」（『清代燕都梨園史料』下、九七四頁）。

(31) 『雲郎出浴図』は摹本と刻本が、『填詞図』は摹本と石刻本が作られた（『清代燕都梨園史料』下、九六四～九六五頁）。この他にどれだけ流通していたのかは不明である。『雲郎出浴図』は、旅順博物館に『紫雲出浴図』として所蔵されている（房学恵「簡析『紫雲出浴図』巻」、『東南文化』二〇〇六年一期）。房氏によれば、図には九十三人が題識を記しており、袁克権（袁世凱の子）も参加している。現在、『九青図詠』は、『清代燕都梨園史料』に収録されているが、『填詞図』の方は、国内では、東京大学東洋文化研究所と神戸市立中央図書館（吉川文庫）に所蔵されているのみであり、房氏も所蔵は不明と述べている。貴重な史料であるといえよう。

(32) Sophie Volpp, "The Literary Circulation of Actors in Seventeenth Century China," *The Journal of Asian Studies*, vol. 61, no. 3, 2002. 「如食橄欖 十七世紀中国对男伶的文学消受」（陳平原・王德威・商偉編『晚明与晚清 歴史伝承与文化創新』、湖北教育出版社、二〇〇一）。

(33) 王士禎の交遊に「Tobie Meyer-Fong, *Building Culture in Early Qing Yangzhou*, Stanford University Press, 2003. 李孝悌「士大夫的逸樂 王士禎在揚州（一六六〇—一六六五）」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』第七六本

第一分、二〇〇五)に詳しい。

(34) 例えば談長益の詩がそうである。「未聽歌兒唱小辭、畫中人影果如斯。無端雪後留鴻爪、却說東臯子夜時。」

(『清代燕都梨園史料』下、九八四頁)。

(35) 遺民と武臣の交際については、謝正光『清初詩文与詩人交游考』(南京大学出版社、二〇〇一)が論じている。

(36) 「頗解音律、嘗鬻歌童雲郎、雲亡、覩物輒悲若不自勝者。」(蔣永修「陳檢討迦陵先生傳」、『碑文集』卷四十五)。

「先生寓水繪園、欲得紫雲侍硯、冒母馬太夫人勸之、必得梅花百詠乃可。雪窓一夕、走筆遂成之、文不加點、衆驚爲神助。」(蔣景祁「迦陵先生外傳」、『碑文集』卷四十五)。

「陳維崧、字其年。……徐紫雲、字雲郎。揚州人。冒辟疆家青童。儂巧善詞、與其年狎。」(李斗「揚州画舫錄」卷十)。

(37) 「其年未遇時、遊於廣陵。……適墅梅盛開、生憎紫雲徘徊於暗香疏影間。巢民偶登內閣、遙望見之、忽佯怒、呼二健僕、縛紫雲去、將加以杖。生營掇無策……計唯得冒母片言、方解此厄。……乃趨赴老宅前、長跪門外。啓門者曰、

「陳某有急、求太夫人發一玉音。非蒙許諾、某不起也。」因備言紫雲事。頃之、青衣媼出曰、「先生休矣。巢民違奉母命、已不罪雲郎。然必得先生詠梅絕句百種成於今夕、仍送雲郎侍左右也。」生大喜……篝燈濡墨、苦吟達曙。百詠既

就、亟書送巢民。巢民讀之擊節、笑遣雲郎。」(鈕琇「觚賸」卷二「賦梅积雪」)。

(38) 「一、在外官員、居住各城、有儉安不早出堂、理事任意、宴會戲遊、不實心辦理公事者、相應通行直隸各省督撫、嚴加禁止。如不勤理公事、儉安宴遊、事務叢積、至夜辦理者、題參之日俱革職。」(陸海「本朝則例類編」吏部卷下

湖職「嚴禁官員遊宴不辦事」。清代には、累積する条例・則例を集成して、官僚の利用に供するための条例集が多数

作られた。『本朝則例類編』はその初期の一つであり、康熙年間前半までの条例・則例が多数収録されている。条例

集については、谷井陽子『清代則例省例考』(『東方学報』第六七冊、一九九五)が詳しい。なお、『欽定大清會典事

例』卷百三十三には、「康熙二十一年議准。在外官員、居住各城、如儉安宴遊、以致事務叢積、至夜辦理者、革職。」とある。

(39) 「雍正六年三月」二十三日、奉上諭。魏廷珍奏稱、違禁演戲之保長已杖八十發落。等語。……蓋州縣村堡之間、

豪強地棍、借演戲爲名、飲錢肥己、招呼匪類、開設賭場。……此則地方有司所當嚴禁者。至於有力之家、祀神・酬願・歡慶之會、歌咏太平。在民間有必不容已之情、在國法無一概

禁止之理。今但稱違例演戲、而未分晰其緣由、則是凡屬演

戲者、皆爲犯法。國家無此科條也。」〔上諭內閣〕雍正六年三月二十三日)。

(40) 「又臣前奏、商人黃光德之事。……臣查、雍正三年有案、黃光德之子、貢生黃履暹、起造園亭、畜養戲子、濫交比匪。伊父責懲履暹、疑爲業師王國琇之子讒言所致。有無賴趙五、揚言履暹以賄挽其毆父毆師、并毆伊師之子。有史取善者、從旁首告、特出賈崑刊刻匿名揭帖、暴揚劣跡、并有行賄一萬五千金、打點臧案之語。」〔宮中檔雍正朝奏摺〕第七輯 雍正五年閏三月七日 陳時夏。黃家は揚州でも有数の富家であつた(『揚州画舫録』卷十二)。

(41) 「此亦富家子弟之長情。黃光德家教可矣。非犯法之欺項。此等法外之事、不可苛求。」〔宮中檔雍正朝奏摺〕第七輯 雍正五年閏三月七日 陳時夏。

(42) 「如蘇州等處、酒船戲子匠工之類、亦能養贍多人。此輩有游手好閒者、亦有無產無業、就此覓食者。倘禁之驟急、恐不能別尋生理……必反爲非、不可究竟矣。」〔宮中檔雍正朝奏摺〕第二輯 雍正二年六月初八日 鄂爾泰。

(43) 「金閩商賈雲集……戲館酒館凡數十處、每日演劇、養活小民、不下數萬人。」(錢泳『履園叢話』卷一 安頓窮人)。

(44) 「雍正二年十二月) 十八日奉上諭。外官畜養優伶、殊非好事。朕深知其弊非倚仗勢力、擾害平民、則送與屬員鄉

紳、多方討賞。甚至借此交往、夤緣生事。二三十人一年所費不止數千金。如按察使白洵、終日以笙歌爲事、諸務俱已廢弛。原任總兵官閻光偉、將伊家中優伶、盡令人伍食糧、遂致張桂生等、有人命之事。夫府道以上官員、事務繁多、日日皆當辦理。何暇及此。家有優伶、即非好官。著督撫不時訪查、至督撫提鎮、若家有優伶者、亦得互相訪查、指名密摺奏聞。雖養一二人、亦斷不可徇隱、亦必即行奏聞。其有先曾畜養、聞此諭旨、不敢存留、即行驅逐者、免其具奏。既奉旨之後、督撫不細心訪察、所屬府道以上官員以及提鎮、家中尚有私自畜養者、或因事發覺、或被揭參定、將本省督撫照徇隱不報之例、從重議處。」〔上諭內閣〕雍正二年十一月十八日)。

(45) 「現任開化鎮總兵閻光偉、既有空糧、居官平常。近又有擅給戲役張貴生牌票、縱拿客民、致死人命一事。」〔雍正朝漢文硃批奏摺彙編〕第二冊 雍正元年十月二十六日 高其倬) なお、この事件の詳細は不明。

(46) 「謹查得廣西按察使白洵、惟以唱戲頑票爲務、一切政事、全不留心。其命盜案件、俱極潦草。此實大吏中之不妥者。」〔宮中檔雍正朝奏摺〕第三輯 雍正二年八月十三日 韓良輔)。

(47) 「一、督撫布按、不許將游客、星卜及優伶人等、或留



住省城、或轉送各府州縣、作興抽豐、動挾上官威勢、擾害地方。在京官員、亦不許貽書薦送。……康熙十七年八月二十三日題、二十八日奉旨。……該部院會同詳議具奏。」(魏象樞『寒松堂全集』卷四 申明憲綱恭請嚴飭以清致治本源事疏)。「欽定大清會典事例」卷百三十三に、「十七年議准。官員將游客星下及優伶等人等、轉送府州縣、並貽書薦引者、俱分別議處。」とある。

(48) 岸本美緒「雍正帝の身分政策と国家体制 雍正五年の諸改革を中心に」(中国史学会編『中国の歴史世界 統合のシステムと多元的發展』、東京都立大学出版会、二〇〇二)。

(49) 「原有相傳家生僕人柴捌名、各習樂器、以便春秋祭祀之用、並未出臺演戲。今雖於奉命之日、即令分散各司別事不敢再用、不得不據實奏聞、以免隱匿之愆。」(『宮中檔雍正朝奏摺』第三輯 雍正三年正月二十四日 馬觀伯)。

(50) 「養戲事小過也。尔等内外文武大臣、惟戒鑽營權要第一要緊、莫存此有害無益的事。」(『宮中檔雍正朝奏摺』第三輯 雍正三年正月二十四日 馬觀伯)。

(51) 「又諭總理事務王大臣等。大臣等之家人、互相黨比結爲兄弟、鑽營請託之處甚多。……著交與步軍統領、五城官員。凡大臣等之家人、如有嫁娶筵席、延請親友等事、令各

稟明家主、然後舉行。倘有私結黨與約爲兄弟、彼此會飲、請託事件者、即行嚴拏具奏。……再諸大臣之妻、互相延請宴會、爲樗蒲之戲、借此夤緣請託。……將此通行八旗、曉諭諸大臣。各宜加意、嚴行約束。」(『上諭內閣』雍正三年三月二十八日)。當時、官僚は上官の所在地や都に家人を派遣して、情報の収集に当たらせていた。彼等の間には、情報収集や政治活動などのための結び付きがあった。佐伯富「清代における坐省の家人」(同『中国史研究』巻三、同朋舎、一九七七)。

(52) また、官僚の遊興によって虧空が生じるといふ点も、俳優扶養の問題として認識されていた。例えば兵部尚書李維鈞は、奏摺で「夫終日看劇、必致廢弛公務。況養戲子則糜費無底、漸至虧空錢糧、勢所必然。」と述べている(『宮中檔雍正朝奏摺』第三輯 雍正二年十二月二十五日)。

(53) 李紱は白洵と、その兄であり、康熙年間貴州巡撫などを歴任した白潢の墓誌銘を記している。白潢とは康熙年間に「余往典雲南鄉試、公由貴州還朝候補布政使、相遇于辰沅驛、次傾蓋而語、若平生歡、是役往還、必經貴州訪公、政績益心服焉。」(同『穆堂別業』巻二十八 大学士白公家伝)というように親交を深めている。白洵とは「余奉命典雲南鄉試……而雲南人士同舌稱賢、不受屬吏陋規者、惟雲

南府知府白君一人。又八年、余出撫廣西、而白君先已爲其地按察使、同事逾年、用是益知君清重有德、君子人也。」などとある。(同「穆堂初稟」卷二十五 広西按察使司按察使白君墓誌銘)。

(54) 李紱は白洵の俳優扶養について、「然自臣到任後、時加察訪、亦未聞其演唱。今欽奉上諭、遵卽通行查禁、今按察使白洵詳稱、未奉部文之前、業經驅逐。」と報告した。

〔宮中檔雍正朝奏摺〕第四輯 雍正三年六月九日。李紱はさらに、「查廣西按察使白洵、近來雖未唱戲頑耍、而踈懶與寬縱二病、尙不能免。」などとする韓良輔の弾劾(同書第三輯 雍正三年二月三日)と雍正帝による白洵の解任に對して、「至十九日、准吏部咨、欽奉上諭。廣西按察使白洵聞得甚懶怠、不勝任、着調回另用、這員缺、着甘汝來補授。欽此。……其實自臣到任以來一年有餘、竝未聞其看戲、諸務亦無廢弛。今欽奉諭旨……但臣伏查白洵居官勤慎、操守尤清、在直省司道中、甚爲難得。雖欽奉旨意、調回另用、但以此賢員、若置之閑散、實爲可惜。」(同書第四輯 雍正三年七月十三日)と白洵の擁護をしている。

(55) 「李紱爲人、朕看胆略才情甚好、心直口爽。……但朕不信其純耳。今在地方居心行事、尔可留心、據實奏聞。」〔宮中檔雍正朝奏摺〕第二輯 雍正二年閏四月十七日。

(56) 「爾等於陛見時、朕曾面諭諸事、著聽巡撫諾帳教導、近聞得爾等諸事、俱聽年羹堯指示、殊爲不是。」と伝えられた馬觀伯は否定をするが、「滿口胡說、一概支吾。豈可如此欺誑以對君父。如此看來乃不明大義、過而不改之庸愚下流人也。此天地間亦有能欺朕者乎。」との殊批を受け取っている。(宮中檔雍正朝奏摺)第四輯 雍正三年三月七日)。

(57) 「近訪通水道、高鑛養戲壹班、古北口提臣何祥書、亦養有戲子。……今臣已嚴檄申飭高鑛、立時驅逐。提臣何祥書、歸臣節制亦作書嚴詞激勸矣。」(宮中檔雍正朝奏摺)第三輯 雍正二年十二月二十五日)。

(58) 「我君臣之間、有一物之隔、二人皆減價矣。年羹堯既不能與李紱・田文鏡・諾敏爲福。焉能與你作福。……近日有人奏、你送年羹堯禮物過厚、而更有言覓二女子饋送之論、朕想斷無此事。……朕今既少疑羹堯、亦明示卿朕意。卿知道了當遠者、不必令覺、漸漸遠之好。」(宮中檔雍正朝奏摺)第三輯 雍正二年一月十三日。この後、年羹堯とのつながりによつて李維鈞は雍正帝の信任を失い、逮捕され、病没することになる。

(59) 「衛山縣知縣張翼看戲飲酒、不行轉解犯人、并不接民間詞狀。奉上諭。張翼著革職。其飲酒觀優、公事廢弛、各款俱屬應參之事。」〔上諭內閣〕雍正四年七月五日)。

- (60) 「刑部會看得、池州府參革同知李廷弼、誘買民女、教習歌優一案。據署江督范疏稱、李廷弼令僕雷夏玉勾串陸子餘、誘買金種徐相如之女畢氏等。又令媒趙元相、買湯姓之女湯氏、俱托名側室、誘取到署、令歌優王氏趙氏教以彈唱、稍不順從、即加以鞭撻、以致各氏父母、紛紛具控、歷審歌優王氏等、各認不諱。查雍正二年十二月十八日、欽奉上諭……欽遵在案。今李廷弼誘買民女、教習歌優、似此……等因。……李廷弼應照故意棄毀制書斬律、係旗人解部監候、秋後處決。……雍正五年七月內、奉旨依議。」(雅爾哈善)成案彙編』卷七 婚姻 現任官誘買民女教習歌優治罪比案)。
- (61) 「一、總督轅門東西不時搭臺唱戲、屬官每有小過、輒罰戲贖罪、仁和・錢塘二縣各會罰戲十臺。」(宮中檔雍正朝奏摺』第二十六輯 無年月 田文鏡)。なお李衛は、雍正七年四月の奏摺で全面的に反論している。(宮中檔雍正朝奏摺』第十三輯 雍正七年四月二十五日 李衛)。
- (62) 雍正年間以前に、芝居を口実とした処分がなされていない事を証明するのは難しい。また、仮に処分がなされたとしても、芝居好みはやめるべきである、というような認識を持たせるだけの拘束力があつたか否かを示すことも困難である。本稿では、雍正二年の上諭が官僚の処分を行う十分な理由となり得たこと、そしてそれは、雍正年間以前

明末清初における士大夫の俳優扶養と雍正帝の芝居政策

村上

第八十九卷 五一

- からの流れと、俳優扶養禁止という雍正帝独自の政策とが結びつくことによって生じた現象であることを指摘するにとどめた。
- (63) 旗人の中には狭義の満洲人の他に漢人、モンゴル人なども含むが、一八世紀になると、「満洲」という語で「旗人」全体を表す場合も多くなったという。Mark C. Elliott, *The Manchu way: the eight banners and ethnic identity in late imperial China*, Stanford University Press, 2001, pp. 13-14, 133.
- (64) 雍正年間の旗王を巡る政治状況については、近年鈴木真氏が研究を行っている。「雍正帝による旗王統制と八旗改革 鑲紅旗旗王スヌの断罪事件とその意義」(『史境』第四二号、二〇〇二)、「雍正初年の戸部銀庫虧空事件からみた清朝支配構造の特質」(『東洋学報』第八三卷第三号、二〇〇一)など。
- (65) 『本朝則例類編』には、漢人の交際を真似て、自ら歌唱や楽器演奏を行うことを禁止した条例が収録されている。「一、近見滿洲演戲、自唱彈琵琶絃子、常效漢人約會、攢出銀錢戲耍。今應將此嚴禁、如不違禁、仍親自唱戲、攢出銀錢、約會彈琵琶絃子者、係官革職、平民鞭一百。」(陸海『本朝則例類編』礼部 卷下 風化 禁滿洲学唱戲要)。
- (66) 雍正帝は、旗人の劇場通いを繰り返し戒めている(例

えば『上諭八旗』雍正二年二月二日、雍正二年四月五日等)。旗人は武芸に励むことを求められており、芝居見物については彼らの方が問題視されていたといえる。

(67) 『填詞図』収録の徐嵩の詩の注に、「中丞公將重刻迦陵全集、先刊此圖。」とある。

(68) 「陳望之淮在京師、出觀迦陵填詞圖卷子。畫色剝落、題詠甚夥。當時名流巨手無不備。……迄今有分桃之癖者、率藉口檢討以解嘲。」(阮葵生『茶余客話』卷九 陳維崧軼事)。

(69) 「夫迦陵先生詩文播海內、後之學者翕然奉爲楷模。思

一見其儀容不可得、得遺像以傾寫其愛慕蘊結之忱、豈不大幸。至於名流題詠之什、或有專集傳世人所共知、其餘流傳絕少者、吉光片羽、最足珍重。中丞以填詞圖重繪縮本、合後幅詩詞爲一編、付之剞劂、近之題識亦附焉。爰序其略。俾讀是編者知前輩風流、偶然寓意、皆可詠可歌可傳於後世、而又知中丞之善承家學、以嘉惠來者。其意爲無窮也。」(『陳檢討填詞圖』序)。沈初『蘭韻堂文集』卷二にも収録されている。

(70) 市瀬信子「盧見曾の文学活動」(『中国中世文学研究』四四号、二〇〇三)。